

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	まなび推進課	検索番号	1
法令名	愛媛県生涯学習センター管理条例	根拠条項	第18条	
許認可等	生涯学習センターのセンター資料の特別利用料の減免			
(根拠規定)				
第18条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。				
(許認可等の基準)				
○愛媛県生涯学習センター管理規則 (令和2年3月27日規則第12号)				
(特別利用料の減免)				
第4条 知事は、条例第18条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、特別利用料を免除する。				
(1) 生涯学習に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの				
(2) センターの広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者				
2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第18条の規定に基づき、特別利用料を免除し、又はその一部を減額することがある。				